

業務指示書

ボリビア国防災セクター情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年1月14日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年1月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災セクターに係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／総合防災）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：総合防災
- 2) 対象国又は同類似地域：ボリビア 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 防災政策】

- 1) 類似業務の経験：防災政策
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BOB1 = 17.825 円 , US\$1 = 120.48 円 , EUR1 = 146.91 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/総合防災
防災政策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月6日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(パードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ボリビア国防災セクター情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/総合防災	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 防災政策	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	6.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ボリビアは高原地域(標高約 3,000-4,000m)、渓谷地域(1,000-3,000m)、並びに平原地域(1,000m)の3地域に分類され、地域毎に気象条件が大きく異なり、様々な自然災害リスクに晒されている。

具体的には、同国では毎年のように雨季(11月~3月)に集中豪雨による土砂災害、地すべり、洪水等の被害が発生しており、首都ラパス市や東部平原地域では住民被害はもとより道路などインフラ施設に甚大な被害を与えている。2007年にはエル・ニーニョ、2008年にはラ・ニーニャが発生し、洪水や干ばつにより農作物に多くの被害が発生した。更には、2014年には、ボリビア各地で数週間にわたる大雨による洪水や地すべりが発生し、15万人が被災した。

このような度重なる自然災害に対し、2002年以降、ボリビア政府は一定規模の国家予算を防災及び緊急対応にあてる等の対策を行っている。ただし、その内訳は予防に2割、事後対応に8割(地方政府予算は予防に1割、事後対応に9割)となっており、事後的な対応に偏重している。特に、ボリビア政府は防災への予算配分、関連法の整備、基金や保険の創設等の災害リスクマネジメント改革を、世界銀行による開発政策借款(DPL)を通じて進めているが、その取り組みは開始したばかりである。防災・緩和と、緊急対応や復旧業務が多省庁にまたがっており十分な連携が図れていない点や、中央省庁と地方政府間の調整が限定的であること、防災分野における政策・人材・予算の不足、制度の不備等様々な課題を有している。

このような状況下、ボリビア政府は JICA に対して防災分野での支援を期待し、これまでの道路防災分野への支援に限定せず、災害分野の全体的な支援の方向性についてボリビア政府との議論を深めていく必要がある。特に事後対応に予算の大半が投入されている状況から、予防(防災)に予算を回すべく、災害時の資金ニーズに対応し、迅速な復旧を目的とした有償資金協力「災害復旧スタンドバイ借款」供与がボリビア政府より求められている。しかし、ボリビアにおける災害リスク管理に関する行政面の未整備が度々指摘されているので、現状のボトルネックを明らかにし、協力準備調査の実施を前提としつつ、「災害復旧スタンドバイ借款」を含む今後の有償資金協力の検討に必要な政策・体制・制度に関する情報収集・確認調査を実施する。

2. 業務の目的

本調査は、ボリビアにおける「災害復旧スタンドバイ借款」を含む防災分野における有償資金協力の可能性・方向性を検討するため、防災セクターの情報を包括的に整理し、災害リスク管理の政策・体制・制度に係る現状の問題点、課題、課題解決に向けた提言を取りまとめる。

3. 対象地域

ボリビア全県

(ラパス県、サンタクルス県、コチャバンバ県、ベニ県、パンド県、ポトシ県、チュキサカ県、オルロ県、タリハ県)

4. 相手国実施機関

開発企画省、国防省等

5. 業務の範囲

コンサルタントは「2.業務の目的」を達成するために「6.業務実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7.本業務の内容」に示す内容の業務を実施し、「8.成果品等」に示す報告書を作成し、JICAに提出する。

6. 業務実施方針及び留意事項

(1) 本調査において検討する協力可能性の範囲

本調査は「災害復旧スタンバイ借款」を中心とする有償資金協力の可能性の検討を進めることも目的とするものであるが、ボリビアの防災セクターに対する協力の可能性の検討にあたっては技術協力等の援助スキームの可能性を排除するものではない。そのため、防災分野での今後の協力の可能性の検討にあたっては、その点に留意した検討・分析を行なうこと。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査はボリビア防災セクターにおける JICA の協力の戦略性向上及び「災害復旧スタンバイ借款」を中心とする有償資金協力の形成に資することを目的としていることを踏まえ、計画内容の策定にあたっては、調査の過程で JICA 中南米部、地球環境部及び JICA ボリビア事務所と意見交換を十分に行ないつつ進めるものとする。

特にインセプション・レポートの作成時及び現地調査終了時においては、JICA 関係者が出席する会議を開催し、JICA との間で綿密なすり合わせを行なうこと。

(3) 基礎的なセクターの情報収集方法

一般的に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析資料などについては、インターネットなどを活用して効率的に収集すること。また、ボリビアにおける制度情報収集・分析に当たっては、資料・文献が十分に整備されていないことも想定されることから、その場合には、広く関係者などから聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させること。現地調査を効率的に行なうため、基礎資料の収集等の一部業務を現地コンサルタント・研究機関に再委託することを認める。

7. 本業務の内容

業務内容は以下のとおりである。効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業・現地作業及び国内作業毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

(1) 第一次国内作業（事前準備、インセプション・レポートの作成）

既存の関連資料・情報を分析し、本調査の調査内容・手順及びスケジュール、本邦招聘計画表（案）の検討、現地で収集する必要がある資料・情報、データ等のリストアップを行う。以上について、インセプション・レポートとして取りまとめ、内容に関し JICA に説明する。

(2) 第一次現地調査

1) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポートをボリビア政府関係者等に説明・協議し、調査内容について基本的合意を得る。また、関係機関との役割分担及び業務の実施方法について確認を行う。

2) 基礎情報の収集、レビュー、及び現況把握

以下に挙げる項目について情報収集し、分析する。

(ア) 実施済み案件・調査に係る分析

a) ボリビアの防災セクター（道路防災を含む）に対して JICA が実施してきた技術協力、開発調査、各種調査の結果について分析を行なう。

(イ) ボリビア政府の災害リスク管理方針の把握

a) ボリビア政府の災害リスク管理に関する、政策、戦略、関連法制度の収

集・整理

- b) ボリビア政府の災害リスク管理に関する、政策、戦略、関連法制度の課題分析
- (ウ) ボリビア政府の災害リスク管理体制の把握
 - a) 災害リスク管理を担う行政機関及び関連組織の現状把握
 - b) 各関係機関の連携体制及び役割分担の把握（含む、中央政府と地方政府の関係）
 - c) ボリビア政府の災害リスク管理体制の課題分析
 - d) 災害発生後の緊急対応に係る体制の把握（含む、中央政府と地方政府の関係）
- (エ) 地方自治体の現状と能力の把握
 - a) 地方自治体の災害リスク管理に係る方針、防災計画、予算
 - b) 地方自治体の災害リスク管理体制における課題分析
- (オ) 「洪水対策」「土砂災害対策」「気象観測」の監理体制と方針、協力ニーズの把握
 - a) 「洪水対策」「土砂災害対策」等の主要災害種の定義、被災状況の整理
 - b) 「洪水対策」「土砂災害対策」「気象観測」における責任官庁の権限、役割、方針・政策、制度、予算、体制の把握
 - c) 「洪水対策」「土砂災害対策」「気象観測」の観測・防災対策の詳細と課題の抽出
 - d) 「洪水対策」「土砂災害対策」「気象観測」の課題の整理と我が国リソースをふまえた各分野における協力ニーズの特定・整理
- (カ) 他ドナー等の活動把握
 - a) 防災に関する各種調査報告書等の整理・分析
 - b) ボリビアにおける防災分野の他ドナー（世界銀行、米州開発銀行、アンデス開発公社、国連、EU等）の支援状況の把握

3) 今後の有償資金協力の可能性の検討

- (ア) 2) 及びボリビア政府との協議を通じた防災政策の改善策の整理
- (イ) 防災政策の改善策の実施に伴う技術面、財務面、実施体制等の課題分析
- (ウ) 防災政策の改善策のうち、JICA が実施しうる支援内容の整理及びボリビア政府との協議を通じた精査

4) 防災セクターの政策制度改善の提言の取り纏め

上記2)～3) の情報及び分析を踏まえ、ボリビア全体の災害リスク管理体制及び政策制度の分析を行い、ボトルネックを明らかにし、JICA が実施しうる支内容を含めた改善策を提言として取りまとめる。

(3) 第二次国内作業

1) ドラフト・ファイナルレポートの作成

基礎情報収集結果、現状の課題、防災セクターの制作精度改善の提言等をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめ、JICA の承認を得る。

(4) 第二次現地調査

1) ドラフト・ファイナルレポートの報告

ドラフト・ファイナルレポートについてボリビア側実施機関に説明し、協議を行う。

2) セミナーの開催

ボリビア側政府関係者を対象に、調査結果の共有と防災セクターが有する課題に関する意見交換を目的としたセミナーを開催する。開催回数は現地調査終了前の1回とし、参加人数は20名程度を想定している。セミナー会場は関係機関の会議室利用を想定する。

(5) 第三次国内作業（ファイナルレポートの作成）

ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及び関係機関からのコメントを踏まえ、ファイナルレポートを作成する。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書の関係機関への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプション・レポート (IC/R)

記載事項：調査実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、スケジュール
提出時期：2015年4月上旬頃
部数：和文3部（簡易製本）
西文20部（簡易製本、調査対象機関説明用）

2) ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)

記載事項：調査結果の全体成果等
提出時期：2015年6月中旬頃
部数：和文3部（簡易製本）
西文20部（簡易製本、調査対象期間説明用）
要約編 和文3部（簡易製本）、西文20部（簡易製本）

3) ファイナル・レポート (F/R)

記載事項：調査結果の全体成果等
提出時期：2015年7月中旬頃
部数：和文3部（製本）
西文15部（製本）
要約版 和文3部（製本） 西文15部（製本）
電子データ版：2部

(2) その他の報告書類

(ア) 議事録等

先方政府、他ドナー、本邦企業等との協議・ヒアリングに係る議事録を作成し、発注者に速やかに提出する。また、JICA および調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3日程度のうちに発注者に提出する。JICA ボリビア事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10日までに配付資料（各報告書の和文要約含む）を発注者に提出する。

(イ) 先方政府への提出書類

先方政府への提出文書は、その写しを発注者（現地調査の場合は JICA ボリビア事務所長も含む）に速やかに提出する。

(ウ) 収集資料

本業務にて収集した資料一式は、リストを作成の上、ファイナルレポート参考資料としてファイル（1部）、及び電子データ（1部）にて提出する。

（3） その他

上記の提出物のほかに、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

注1 : 報告書、電子データ（CD-R）の提出については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照のこと。

注2 : 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

以上

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2015年2月より業務を開始し、2015年6月を目処にドラフト・ファイナルレポート、2015年7月にファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。
約 10.0M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成（案）を以下に示す。業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。なお、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／総合防災（2号）
- ② 防災政策（3号）
- ③ 洪水対策及び土砂災害
- ④ 気象観測

3. 相手国の便宜供与

本調査の実施に必要な便宜供与について関係機関に要請予定。

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

「ボリビア道路防災及び橋梁維持管理キャンペーン・ディベロップメントプロジェクト」終了時評価報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016443.html>

「道路セクターにおける本邦技術適用ニーズに係る情報収集・確認調査」

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013727.html>

5. 現地再委託

本調査について、経験・知見を豊富に有する現地傭人等のローカルリソースの知見を積極的に活用することとする。また、再委託することも可とする。

6. 安全配慮事項

対象国における業務実施に関し、必要に応じ JICA に連絡、相談し、日本大使館及び JICA ボリビア事務所と連絡を密に行う。

以上